

大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き
(大学等向け)

令和 元 年 1 0 月 3 1 日

文部科学省

本手引きの趣旨

- 大学等における修学の支援に関する法律は、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等（大学、短期大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的としており、その支援は、①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）と②給付型奨学金の支給を併せて行うこととしています（以下①と②を併せて「修学支援の措置」という。）。
- この修学支援の措置は、自らの意欲と努力によって、大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、及び活躍することができるようになることを目指す学生（専修学校の専門課程の生徒を含む。以下同じ。）を支援するものです。このため、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）での成績が芳しくない場合であっても、明確な進路意識と強い学びの意欲が確認できれば、高等教育へのアクセスの機会が得られるようにすることとしています。一方で、大学等への進学（高等専門学校における4年生への進級を含む。以下同じ。）の後には、しっかりと学んでいただく観点から、修得単位数や学業成績に一定の要件が設定され、それらの要件を満たさない場合には支援が打ち切りになります。また、状況次第では支援した経費を返還（授業料等減免にあつては授業料等を納付）していただく措置も講じることとしています。この支援を受ける学生には、修学に対する自覚と覚悟を持っていただくことが必要であり、また、大学等においては、強い学修意欲と学びの習慣に基づく計画的な履修を促していただく必要があります。
- これらの趣旨等を踏まえ、本制度による支援対象者を各大学等において選考及び推薦いただくに当たっては、学業成績だけで否定的な判断をせず、学修計画書により、明確な進路意識と強い学びの意欲をしっかりと見極めていただくこととなります。

- 本手引きは、修学支援の措置による支援を受ける者の推薦業務の円滑な遂行に資するため、各大学等における学修意欲等の確認を行っていただく際の基本的な考え方を示すものです。各大学等においては、本手引きを十分に踏まえた上で支援対象者の選考及び推薦を行っていただくようお願いします。

- なお、国においては、運用状況を踏まえ、本手引きを適時適切に見直すとともに、修学支援の措置における支援を受ける学生の状況を調査し、制度が趣旨に則って適切に運用されているかについて検証する予定です。

1. 支援対象者の考え方

- 各大学等の長は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）に定める基準に基づき、授業料等減免の対象者の選考を行うとともに、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）への給付型奨学金の対象者の推薦を行うものとする。
- 修学支援の措置における授業料等減免と給付型奨学金による支援対象者の要件は同一であり、授業料等減免の申請者は、給付型奨学金の対象者として認定されていることをもって、授業料等減免の対象者としての認定を受けることができる。
- 支援対象者の基準に該当するかどうかの判定は、学業成績だけで否定的な判断をせず、学修計画書により、明確な進路意識と強い学びの意欲を確認することにより行う。
- 当該判定に当たっては、大学等における日常的な学修状況、進路指導等を勘案しつつ、次の（1）に示す各条件に該当するか否かを確認することにより判定すること。

（1）学業成績・学修意欲に関する基準について

- 学業成績・学修意欲に関する基準は、入学1年目から支援を受けようとする場合と、2年目以降から支援を受けようとする場合とで異なるため、それぞれの基準に該当するかどうかを判定すること。

① 入学1年目の者の基準※

次のアからエのいずれかに該当すること。

- ア 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること
- イ 入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1以上であること
- ウ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- エ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ 支援を既に受けている者が、転学・編入学等の後も引き続き支援を受けようとする場合には、学業成績等に関する適格認定の基準を満たしていることが要件となる。

② 入学2年目以降の者の基準

次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 在学する大学等における学業成績について、G P A（平均成績）等が上位2分の1以上であること

イ 次の（A）及び（B）のいずれにも該当すること

（A）修得単位数が標準単位数※以上であること

※ 標準単位数 = 卒業必要単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数

（B）学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

ただし、上記ア又はイに該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準における「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とならない。

- 高等専門学校（4・5年生）の学生等で、上記①-アによる評定の平均を算出することができない場合は、これに準ずる学修成績であること。具体的には、概ね平均水準以上の成績をその目安とすること。
- 入学1年目の者について、高等学校等の評定平均による判定を行う場合には、高等学校等の入学時から卒業までの期間の学習成績により評定平均値を算出し判定すること。
- 傷病や災害等のやむを得ない事情により、在学中のG P A（平均成績）等や高等学校等の評定平均値などの学業成績が基準に該当しなかった場合であっても、学修計画書により学修意欲が認められるなどの要件を満たせば支援の対象となることに十分に留意すること。

（2）学修計画書による学修意欲等の確認について

- 上記（1）の学修計画書による確認は、申請のあった学生が、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、大学等における学修意欲を有しているこ

とを確認することをもって行う。

- 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、大学等における学修意欲を有しているか否かの判定は、大学等において学生から学修計画書の提出を求めることで次の各項目を確認することにより行う。
 - ① 学修の目的（将来の展望を含む。）
 - ② 学修の計画
 - ③ 学修継続の意志

- 具体的には、上記の①から③の各確認項目の観点は次のようなものとし、支援を受けようとする学生について、各観点のいずれかが述べられているかを確認するものとする。
 - ① 学修の目的（将来の展望を含む。）
 - ・学修の目的が明確に述べられているか
 - ・学修の目的を自身の言葉で表現できているか
 - ・卒業後の将来の展望が述べられているか
 - ・社会で自立し、活躍できるようになることが期待できるか
 - ② 学修の計画
 - ・上記の学修の目的を踏まえ、これまでに何を学び、今後、何をどのように学びたいか等が自身の言葉で述べられているか
 - ③ 学修継続の意志
 - ・卒業まで学修を全うとしようとする意志があるか
 - ・しっかりと学ぼうとする意欲があるか
 - ・その他、学修の意欲が十分にあると認められるか

- 上記の確認に当たっては、例えば、別紙「大学等への修学支援の措置に係る学修計画書」を参考にして学修計画書の様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目及び各観点を確認できるものであれば、
 - ・入学1年目の学生の場合、AO入試など入学者選抜の際に提出を求めた学修計画書又はこれに類するもの
 - ・在学中のオリエンテーションや進路指導等において学生が作成したレポートや調書など、各大学等において独自に用いているものにより確認することを妨げるものではない。

2. 確認業務の留意点

(1) 確認に関する留意点

- 学修意欲等の確認に当たっては、①学修の目的、②学修の計画及び③学修継続の意志を総合的に判断することが重要であること。
- 判定に当たっては、公費を投じることを踏まえれば、学生の学修意欲や学修状況を十分に勘案して、社会的に理解が得られるような学生に対して支援を行う必要があることを考慮すること。
また、修学支援の措置が、経済的に困難な家庭に育っても、意欲さえあれば大学等へ進学できる社会へと変革することを趣旨としており、また、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としていることに留意すること。

(2) 確認の方法・体制等に関する留意点

- 学修意欲等の確認は、学修計画書の提出を求めることに代えて、日常の学修指導や進路指導等の中で行う面談等の方法により実施して差し支えない。ただし、その場合であっても、「1.(2)学修計画書による学修意欲等の確認について」に示された各項目及び各観点を確認するとともに、学修計画書と同様に、面談票を作成し確認した旨の記録として保管すること。
- 確認結果の妥当性や信頼性に疑義が生じることのないよう、例えば、提出された学修計画書を管理職及び事務担当者以外の教職員も含めた複数名により確認するなど、十分に客観性を確保できる確認体制の構築に努めること。
- 確認に当たる者は、本手引きに関する共通の理解をもって確認に当たることができるようにすること。
- 1.(2)により①学修の目的、②学修の計画及び③学修継続の意志を確認するために作成された学修計画書は、確認した旨の記録として、作成された翌年度の始期から起算して3年間保管すること。

(3) その他留意点

- 編入学又は転入学した学生がいる場合、その学業成績の確認に当たっては、以前在学していた大学等の成績等を引き継いだ上で、これを加味すること。
- 障害等がある学生に対する確認は、学生の障害や疾病の状態等に応じて、確認方法を工夫することなどにより、きめ細かい対応に努めること。
- 給付型奨学金の支援対象者として大学等から推薦された者については、機構において収入及び資産に関する基準に照らして採否を決定することとなるため、大学等から推薦されても、支援対象者とはならない場合があることに留意すること。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. あなたは、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。

- 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。
- 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない。

上記の①で「卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。」を選択した場合、どのような姿勢で学びに取り組もうと考えているかを記述してください。(200～400文字程度)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

注) 記述しきれない場合には、別紙に記述のうえ添付してください。

以下、教職員記入欄

総合判定結果

1. から 3. を総合的に考慮して、在学中の学修意欲等が認められるかを判定した結果、
- 在学中の学修意欲等があると認められる。
 - 在学中の学修意欲等があるとは認められない。